北大は賃金比較を全く行っていない！！

ただやみくもに人事院勧告の引き下げ率を適用するだけ！！

＜2010年11月10日、第1回団体交渉＞

2010年8月10日、人事院は国家公務員一般職職員の賃金等に関する勧告（人勧）を出しました。その後しばらく間をおいた 11 月1日、国家公務員の賃金を人勧どおりに引き下げる旨の閣議決定が行われました。北大教職員組合は人勧準拠の賃金引き下げに反対するため、10月6日に学長あて文書で団体交渉（団交）を申し込み、閣議決定ののちようやく 11 月 10 日に第1回団交が行われました。

＜人勧、2010年も大幅な賃金引き下げ＞

人勧は、“月例給とボーナスを引き下げて、一人平均で年間 9.4 万円（1.5%）ダウンさせる。そのなかで、(1)月例給は－0.1%、(2)現給保証分は－0.17%、(3)55 歳を超える年齢層はさらに上積みで－1.5%、(4)2010年4月から 11 月までの較差相当分を 12 月期の期末手当で「調整」、(5)ボーナスは現行の 4.15 月から 3.95 月へ－0.2 月”、などとしています。(4)は明らかに**不利益遡及**ですが、人事院は公務員労働者から提訴された苦い経験があるので、「調整」という曖昧な言葉を使用しています。

＜北大、いつまでたっても人勧準拠＞

北大はあいかわらず人勧に準拠して、その賃金引き下げ内容をそのまま北大に適用するとしています。そうすると、2009 年に次いで大幅な不利益変更になります。**裏面に**、北大が試算した**モデルケース**を掲げておきます。2010 年は 55 歳を超える年齢層が特別の打撃を受けるのが特徴です。教授と事務職6級以上をこの特別減額の対象にするとしていますが、そうするとこの人たちの減額幅は 2009 年に次いで年間 20 万円を超えます。さらに北大は契約職員もボーナスを 35,000 円程度、減額するとしています。

＜北大は独自の検討をするべき＞

2004 年度から北大の教職員は国家公務員ではなく団体職員です。労働基準法が適用されるので、労働条件は労使の話し合いで決めるのが原則です。しかし、北大はいつまでたっても人勧準拠のままです。北大では社会的状況を調べる調査能力がないのでやむなく人勧を尊重するのであれば、**人勧に掲載されている国家公務員及び民間労働者の賃金と、北大事務・技術職員の賃金を比較して、北大職員の賃金が高ければ、そこで初めて北大職員の賃金を引き下げるという道理にかなった手続きを踏むべきです。**

＜北大事務・技術職員の賃金は低いのになぜ切り下げるのか＞

ところが、組合が北大に関する資料や人勧の資料などから確認したところによると、**北大事務・技術職員の賃金は民間労働者及び国家公務員の賃金より明らかに低い**のです。それにもかかわらず北大は、3者の賃金比較をいっさい行おうとはしません。ですから**北大は、なぜ北大職員の賃金を引き下げるのか、合理的な理由を全く示すことができません。**ただ単に、人勧の賃金引き下げ率を無条件で導入するだけです。

＜第2回団交は11月16日＞

組合は 11 月 10 日の団交で計8種類の資料を大学側に配布しましたが、そのうち5種類が、上の議論に関するものでした。そのほかに不利益遡及、55 歳を超える年齢層の特別減額、契約職員のボーナス減額など重要な課題が残っています。それらは第2回団交（2010 年 11 月 16 日）で議論します。

北大は 2009 年の団交で、契約職員のボーナス減額を組合に全く知らせなかったので、この事実隠蔽が不当労働行為の原因の一つになりました。北大は 2010 年もこのボーナス減額を経営協議会に示さず、むしろ第1回団交の数日前に組合が質問して、このボーナス減額方針が明らかになりました。

2010年11月16日　　北海道大学教職員組合

連絡先：TEL/FAX: (011)746-0967　　E-mail：　kumiai@ma4.seikyou.ne.jp

2010年度「賃金カット」は北大全体で４億5,081万円（うち「調整」部分3,400万円）。北大教職員の生活はもとより，日本経済に大きな大打撃を与えるもので許すことができない。2年連続の賃金カット反対！

表　賃金不利益変更に伴う2010年度の減少額（モデルケース）

職名	年齢	基本月額12ヶ月分と期末・勤勉手当の減額合計	減少額（概算）			備考
			基本給月額	期末手当・勤勉手当		
		（①×12＋②＋③）	（1ヶ月）①	12月期 ②	「調整」③	扶養家族
教授	60	**298,600**	9,700	164,400	17,800	配偶者
教授	55	**168,400**	900	140,300	17,300	配偶者、子2
准教授	50	**139,700**	800	115,300	14,800	配偶者、子2
助教	40	**79,100**	0	79,100	0	配偶者、子2
部長	60	**282,200**	9,200	155,300	16,500	配偶者
課長	55	**121,300**	500	101,000	14,300	配偶者
係長	40	**83,800**	200	71,700	9,700	配偶者、子1
主任	35	**55,800**	0	55,800	0	
係員	30	**43,400**	0	43,400	0	
看護師	35	**52,500**	0	52,500	0	
看護師	30	**48,100**	0	48,100	0	
事務補佐員 技術補佐員	30	**36,540**	0	36,540	0	

注1）北大作成の資料より。ただし、減額合計の一部については組合が独自に試算した。

2）本例はモデルケースであり、基本給月額、扶養家族、勤務地等により実際の減額幅は異なってくる。

3）「調整」は、基本給月額の減額が2010年4月から11月の期間に与える影響額を、12月期の期末手当でまとめて減額するというもの。